

58808

00836

鳥取縣公報

縣令

昭和二十二年一月廿一日
第千七百七十八號

火曜日

關を左の通り指定しそれぐるよう契約を締結した。

昭和二十二年一月二十一日

三

鳥取縣知事 林 敬

七

島坂縣令第七號

昭和十年十二月島坂縣令第四十八號醫藥部外品免許其ノ他
ノ手數料徵收規程の一部を次のように改正し公布の日から
これを施行する。

昭和二十一年一月二十一日

鳥取縣知事 林 敬

三

第二條第一項中「所轄警察署」の次に「又へ所轄保健所」
を同様舉出項中「警察署長」の次に「又へ保健所長」を加
へる。

告示

◇島坂縣告示第十八號

生活保護法による醫療及び助產の診療等を擔當する醫療機

生活保護法によって醫療(助產を含む)以下同様)を受
けける者(以下被保護者と稱す)の醫療について鳥取縣
知事(以下申と稱する)と鳥取縣醫師會(以下乙と稱す)
との間に次のように契約を締結する。

第一條 乙は所屬醫師會の會員をしてこの契約の定めると
ころによつて被保護者の醫療を擔當させるものとする。
第二條 乙が會員に擔當させる醫療の範圍は左の通りとす
る。

一、診察(往診、宅診、健康診断及處方箋の交付を含む)
二、薬剤又は治療材料の支給

三、處置、手術其の他の治療

四、入院醫療(電燈、水道、其の他の設備又は賄を含め
る。但し寝具は含まない)

第三條 乙は會員をしてこの契約に依る醫療について政府
の定めた診療方針に従はせると共に左の各號を掲げる事
項を遵守せらるものとする。

乙は會員をしてこの契約に依る醫療について政府

の定めた診療方針に従はせると共に左の各號を掲げる事
項を遵守せらるものとする。

一、被保護者から醫療を求められたときは醫療券を提示
させて醫療を受ける資格のあることを確めた後醫療を
なすこと。但し急迫の事情があるときはこの限りでな
い。この場合においては事後速かに醫療券を提示させ
るものとする。

二、被保護者に對し醫療をなしたるときは 醫療券の裏

面に必要な事項を記載しこれを保管すること。

三、被保護者から處方箋の交付を求められたときは、正當
當の事由がなければこれを拒むことができないこと。

四、醫療上被保護者を入院せしめ若しは移送し又は被保護

者に看護人を附するの必要ありと認めるとときは、被保

護者をして速に其の手續をなさしめるよう助力をなす

こと。

第四條 左の場合に於ては會員は遅滞なく醫療券を發行し
たる市町村長にその旨通知するものとする。

一、被保護者が正當の理由なくして醫療について検診又
は從事するとき。

二、被保護者が正當の理由なくして醫療について検診又
は從事するとき。

三、被保護者の性行著しく不良なとき。

第五條 乙は常に會員を指導し生活保護法の趣旨を諒解さ
せるものとする。

第六條 市町村長がこの契約によつて被保護者の醫療をな
したる醫師に對し支拂ふ毎月分の報酬額は健康保險に於て

署名調印の上各二通を所持する。

昭和二十一年十一月一日

第七條 甲は醫療券裏面の記載事項を審査し報酬の計算を了した
求に係る點數を乗じて得た額とする。但し算定方法に規
定のないものについてはその實費とする。

第八條 被保護者の醫療をなしたる醫師は、毎月分の醫

療券を取締め翌月十日迄に甲に提出するものとする。

第九條 甲は醫療券裏面の記載事項を審査し報酬の計算を了した
ときには遅滞なくこれを市町村長に送付し、市町村長をし
て速に當該醫師に直接支拂わしめるものとする。

第十條 この契約に定めない事項については必要の都度こ
れを協議するものとする。

第十一條 この契約の有効期間は昭和二十一年十月一日から

昭和二十二年三月三十一日までとする。但し有効期間満

了一月前に何れか一方から何等の意思表示をしないとき

は、この契約は更に一年間引續きその効力があるものと
する。

この契約の確實を證するこの契約書二通を作成し双方
の捺印のときにおいても亦同じ。

第八條 乙が會員に擔當させる歯科醫療の範圍は左の通りとす
る。

一、診療(處方箋の交付も含める)

二、薬剤又は治療材料の支給

三、處置、手術其の他の治療

四、充填

ること。

第五條　被保護者が薬剤の支給をなしたる指定薬剤師は、毎月別に薬剤支給報酬請求書に必要な事項を記載し、翌月十日迄に甲に提出するものとする。

甲は薬剤支給報酬請求書の記載事項を審査し、報酬の計算をしたるべきは遅滞なくこれを市町村長に送付し、

市町村長をして速に當該薬剤師に直接支拂わせるものとする。

第六條　この契約に定めのない事項については必要の都度これを協議するものとする。

第七條　この契約の有効期間は昭和二十一年十月一日から昭和二十二年三月三十一日までとする。但し有効期間満了一月前に何れか一方から何等意思表示をしないときは

この契約は更に一年間引き継ぎその効力があるものとする。爾後満期のときにおいても亦同じ。

右契約の確實を證するためこの契約書二通を作成して双方署名調印の上各一通を所持する。

昭和二十一年十月一日

00341

契約書

鳥取縣知事　林　太郎

鳥取縣柔道整復師會長　林　太郎

生活保護法によつて施術療法を受ける者（以下被保護者と稱する）の施術療法について鳥取縣知事（以下甲と稱する）と鳥取縣柔道整復師會（以下乙と稱する）との間に次のようない契約を締結する。

第一條　乙は所屬會員をしてこの契約の定めるところによつて被保護者の施術療法を擔當させるものとする。

第二條　乙が會員に擔當させる施術療法の範囲は打撲、捻挫、脱臼又は骨折に対する施術とする。

第三條　乙は會員をして乙の契約による施術療法について左の各號に掲げる事項を遵守させらるものとする。

一、被保護者から施療を求められたときは醫療券を提示させ施療をなすこと。但し急追の事情があるときはこの限りでない。この場合においては事後速に醫療券を提示させるものとする。

二、施療のため被保護者を入院させ若は移送し又は被保

00342

00342

取締め翌月十日迄に甲に提出するものとする。

甲は醫療券裏面の記載事項を審査し、報酬の計算を了したときは遅滞なくこれを市町村長に送付し市町村長をして速に當該柔道整復師に支拂わせるものとする。

第八條　この契約に定めのない事項については必要の都度これを協議するものとする。

第九條　この契約の有効期間は昭和二十一年十月一日から昭和二十二年三月三十一日までとする。但し有効期間満了一月前に何れか一方から何等の意思表示をしないときは、この契約は更に一年間引き継いでその効力があるものとする。爾後満期のときにおいても亦同じ。

右契約の確實を證するためこの契約書貳通を作成して双方署名調印の上各一通を所持する。

昭和二十一年十月一日

鳥取縣知事　林　太郎

鳥取縣柔道整復師會長　林　太郎

第六條　市町村長がこの契約によつて被保護者の施療をなした柔道整復師に對して支拂ふ毎月分の報酬額は、別表（治療點數表）に一點單價を五拾錢としてこれに毎月會員の請求に係る點數を乗じて得た額とする。

第七條　被保護者の施療をなした會員は毎月分の醫療券を

一、被保護者が正當の理由がなくて施療についての検診又は調査を拒んだとき。

二、被保護者の性行が著しく不良なとき。

三、被保護者に看護人を附する必要があると認めたときは被保

護者をして速にその手續をさせるよう助力すること。

三、被保護者に對して施療をなしたときは醫療券の裏面に必要な事項を記載してこれを保管すること。

第四條　左の場合においては會員は遅滞なく醫療券を發行した市町村長にその旨を通知するものとする。

一、被保護者が正當の理由なく施療についての指示に従はぬとき。

二、被保護者が正當の理由がなくて施療についての検診

又は調査を拒んだとき。

三、被保護者の性行が著しく不良なとき。

四、被保護者に看護人を附する必要があると認めたときは被保

護者をして速にその手續をさせるよう助力すること。

五、被保護者に對して施療をなしたときは醫療券の裏面に必要な事項を記載してこれを保管すること。

第六條　市町村長がこの契約によつて被保護者の施療をなした柔道整復師に對して支拂ふ毎月分の報酬額は、別表（治療點數表）に一點單價を五拾錢としてこれに毎月會員の請求に係る點數を乗じて得た額とする。

第七條　被保護者の施療をなした會員は毎月分の醫療券を

券の裏面に必要な事項を記載してそれを保管すること

第三條 左の場合においては會員は遅滞なく助産券を發行した市町村長に其の旨を通知するものとする。

一、被保護者が正當の理由なくて助産について指示に従はぬとき。

二、被保護者が正當の理由なくて助産について検診又は調査を拒んだとき。

三、被保護者の性行が著しく不良なとき。

第四條 乙は常に會員を指導し生活保護法の趣旨を諒解させるものとする。

第五條 市町村長がこの契約により被保護者の助産の手當をなしたる産婆に對して支拂ふ報酬額は左に掲げるものとする。

一、分娩に對する報酬額は四十圓（妊娠産前處置分娩介助及び分娩後の産兒、躰婦の處置を含む）とする。

二、多胎分娩の場合における報酬については胎兒の數一を増す毎に金二十圓を増額するものとする。

三、分娩とは妊娠五ヶ月より分娩後一週間までを謂ふ

四、分娩前の診察は初診共三回以上分娩後の處置は分娩の日の翌日から六回以上とする。

第六條 被保護者の助産の手當を終了した産婆は毎月の助産券を取纏め翌月十日までに甲に提出するものとする。

甲は助産券裏面の記載事項を審査し、報酬の計算を了したときは遅滞なくこれを市町村長に送付し、その市町村長をして速に當該産婆に直接支拂わせるものとする。

第七條 この契約に規定のない事項につい恣は必要の都度これを協議するものとする。

第八條 この契約の有効期間は昭和二十一年十月一日から昭和二十二年三月三十一日迄とする。但し有効期間満了一ヶ月前迄にいづれか一方から何等の意思表示をしないときは、この契約は更に一年間引續いてその効力があるものとする爾後満期のときはおいても亦同じ。

右契約の確實を證するためとの契約書貳通を作成して双方署名調印の上各一通を所持する。

昭和二十一年十月一日

鳥取縣知事 林 敬三	鳥取縣產婆會長 井 上 と み
------------	-----------------

契約書

生活保護法によつて醫療を受ける者（以下被保護者といふ）の診療に關し鳥取縣知事と米子醫學專問學校長との間に診療料金の割引その他について次のように契約を締結する。

第一條 米子醫學專問學校附屬醫院（以下病院といふ）は本契約に定めるものゝ外、その管理規則その他診療に關する取扱例に従い被保護者の診療をする。

第二條 病院のする診療の範圍は次の通りである。

一、診察（處方箋の交付を含み、往診及び健康診断を含まない）

二、薬劑又は治療材料の支給。

三、處置、手術その他の治療（轉地療養を含まない）

四、入院診療（三等又は二等とし、寢具其の他の設備及賄を含まない）

第五條 被保護者の診療に關する料金は一般患者の支拂う料金の八割に相當する金額とする。但し入院料は一般患者の支拂う料金の九割に相當する金額とする。

00351

昭和二十二年一月十日第一、〇八五號

石井本一あき

大正十九年九月二十一日生

選舉告示

◇選舉告示第一號

昭和二十二年一月一日行ふ鳥取縣農地委員會委員の選舉會の選舉立會人の届出が農地調整法第十五條ノ十四第三項各號の區分につき二人を超える場合の抽籤場所及び日時を次のように定める。

昭和二十二年一月二十一日

鳥取縣農地委員會委員選舉長

鳥取縣農地部長 清野保

場所

日時

00350

昭和二十二年一月廿一日印制
昭和二十二年一月廿一日發行 鳥取縣公報 (昭和四年四月十五日)
(第三種郵便物認可)

鳥取縣農地委員會委員選舉會
鳥取縣農地部長 清野保
場所